

早島町地域防災計画修正概要

1 計画の概要

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、早島町防災会議が作成することとされている防災に関する業務の総合的な運営計画です。

本町では、「風水害等対策編」及び「地震災害対策編」を定め、災害の種別に応じた関係機関相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱としています。

2 計画修正の考え方

町地域防災計画の前回修正（令和3年2月）後に発生した災害等の課題や教訓を反映させるとともに、近年発生した災害を踏まえて災害対策基本法が改正され、これに伴い防災基本計画、岡山県地域防災計画が修正されていることから、これらとの整合性を図るための修正を行うものです。

3 主な修正内容

修正箇所	該当ページ
(1) 風水害等対策編	
ア <u>溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進することを記載</u>	P 1 計画の目的・ 基本理念
イ <u>気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進することを記載</u>	P 3 9 河川防災対策
ウ 空家対策として、町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うことを記載	P 4 3 都市防災対策
エ ハザードマップ等のインターネットでの閲覧や配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要	P 6 2 防災知識の普及

<p>がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めることを記載【項目追加】</p>	
<p>(2) 地震災害対策編</p> <p>ア 地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要なとなる資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備することを記載</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意等）が発表された場合の町の体制について記載</p>	<p>P 5 4 地域防災活動 施設整備計画</p> <p>P 1 1 7 応急活動体制</p>
<p>(3) 風水害等対策編及び地震災害対策編（共通）</p> <p>ア 避難情報について、「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に、「避難勧告」を「避難指示」に、「避難指示（緊急）」を「緊急安全確保」に修正</p> <p>イ 町の機構改革に伴う課名の修正</p> <p>ウ 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めることを記載</p> <p>エ <u>町及び県は、災害時に単独では迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の市町村等からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めることを記載</u></p> <p>オ 町及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努めることを記載</p>	<p>・風P 3 等 ・地P 2 等</p> <p>・風P 2 4 等 ・地P 4 3 等</p> <p>・風P 7 1 ・地P 5 5 要配慮者等の 安全確保計画</p> <p>・風P 3 0 ・地P 6 9 防災関係機関 相互の連携体制</p> <p>・風P 3 1 ・地P 7 0 防災関係機関 相互の連携体制</p>

<p>カ 町及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めることを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風P 3 1 ・地P 7 0 <p>防災関係機関相互の連携体制</p>
<p>キ 町、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、<u>「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めることを記載</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風P 2 6 ・地P 7 4 <p>救助施設・設備等</p>
<p>ク 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めることを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風P 6 2 ・地P 4 6 <p>防災知識の普及</p>
<p>ケ 町は、<u>都市区域における、災害を防止するため、町都市計画マスタープランや立地適正化計画等関連する計画において、防災まちづくりに関する方針等を盛り込み、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進めることを記載</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風P 4 1 ・地P 1 0 0 <p>都市防災対策</p>
<p>コ 町及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌(さば)き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めることを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風P 1 3 9 ・地P 9 1 <p>輸送</p>
<p>サ 新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行うことを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風P 8 3 ・地P 1 1 9 <p>防災組織・防災体制</p>
<p>シ 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風P 1 1 6 ・地P 1 5 4 <p>避難情報の発令及び避難所</p>

<p>村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を 求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知 事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議するこ とができることを記載</p>	<p>の設置</p>
<p>ス 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴 力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離 れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わ ず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴 力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するな ど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警 察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情 報の提供を行うよう努めることを記載</p>	<p>・風P115 ・地P156 避難情報の発 令及び避難所 の設置</p>
<p>セ 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十 分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な 措置を講じるよう努めることを記載</p>	<p>風P115 ・地P156 避難情報の発 令及び避難所 の設置</p>
<p>ソ 町、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感 染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部 局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措 置を講じるよう努めることを記載</p>	<p>・風P183 ・地P173 ボランティア の受入れ</p>
<p>(4) 資料編 ア 数値データ等を最新のものに修正 イ 町の機構改革に伴う課室名等の修正 ウ 水位観測所の基準観測所変更（酒津から船穂）に伴う修正 エ 資料編についてはホームページ上での公開に変更</p>	<p>資料1-2等 資料1-8 資料1-16</p>